

議案第 88 号

日野町消防団条例等の一部改正について

日野町消防団条例等の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年 12 月 5 日提出

日野町長 塔 田 淳 一



## 日野町消防団条例等の改正が必要な理由と概要

### 1 背景及び趣旨

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律」が施行されたことによる。

### 2 改正内容

#### ・第1条 日野町消防団条例

成年被後見人等を消防団員の欠格事項とする項目を削除し、個別的、実質的に審査し判断できるようにする。

#### ・第2条から第6条

法令施行により、地方公務員法第16条第1号及び児童福祉法第34条の20第1項が削除されたことによる号ずれに伴う改正。

・その他文言の整理を行う。

### 3 附則

公布日より施行

日野町消防団条例等の一部を改正する条例

(日野町消防団条例の一部改正)

第1条 日野町消防団条例(昭和45年日野町条例第40号)の一部を次のように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(欠格条項)</p> <p>第5条 次の各号の1に該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第9条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(3) 略</p> | <p>(欠格条項)</p> <p>第5条 次の各号の1に該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 第9条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(4) 略</p> |

(日野町職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 日野町職員の給与に関する条例(昭和48年日野町条例第6号)の一部を次のように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(期末手当)</p> <p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日(次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し又は死亡した職員(第24条第6項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2及び3 略</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日(次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第24条第6項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2及び3 略</p> |

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。

5及び6 略

(期末手当の支給制限)

第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) 略

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員

(3)及び(4) 略

(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額

4 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。

5及び6 略

(期末手当の支給制限)

第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) 略

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)

(3)及び(4) 略

(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額

|  |   |
|--|---|
| <p>を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用の職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第24条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第2項及び第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第19条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは同項の規定により別に定める日による職員の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員の額については、この限りでない。</p> <p>7 略</p> | <p>を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用の職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第24条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第2項及び第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第19条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは同項の規定により別に定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。</p> <p>7 略</p> |
|--|---|

(日野町職員の分限に関する条例の一部改正)

第3条 日野町職員の分限に関する条例(昭和45年日野町条例第13号)の一部を次のように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(失職事由の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、法第16条第1号に該当するに至った職員のうち刑の執行を猶予された者については、その事故が過失により生じたものであり、かつ、その情状を考慮する必要があるに認めるときに限り、その職を失わないものとすることができる。</p> <p>2 略</p> | <p>(失職事由の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、法第16条第2号に該当するに至った職員のうち刑の執行を猶予された者については、その事故が過失により生じたものであり、かつ、その情状を考慮する必要があるに認めるときに限り、その職を失わないものとすることができる。</p> <p>2 略</p> |

(日野町職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第4条 日野町職員等の旅費に関する条例(昭和46年日野町条例第12号)の一部を次のように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4～6 略</p> | <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条第2号、第4号及び第5号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4～6 略</p> |

(日野町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 日野町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和48年日野町条例第9号)の一部を次のように改正する。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(期末手当)</p> <p>第12条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し又は死亡した職員(町長が定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第13条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し又は死亡した職員(町長が定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第12条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(町長が定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第13条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(町長が定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> |

(日野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 日野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年日野町条例第25号)の一部を次のように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> | <p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> |

(3) 学校給食法(昭和29年法律第160号)第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場(家庭的保育事業者等が前2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると町が認める地域において家庭的保育事業等を行う場合に限る。)

(職員)

第23条 略

2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者という。以下同じ。)は、町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 略

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者

3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(3) 学校給食法(昭和29年法律第160号)第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場(家庭的保育事業者等が第1号及び第2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると町が認める地域において家庭的保育事業等を行う場合に限る。)

(職員)

第23条 略

2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者という。以下同じ。)は、町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 略

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者

3 略